

火災警報・林野火災注意報の発令と火の使用制限について

火災が発生しやすい気象条件に達した場合は、「火災警報」や「林野火災注意報」を発令し、発令中の「屋外における裸火で火の粉が飛散する行為」を制限することで林野火災の予防に努めることになりました。

区分	火災警報 消防法第22条	林野火災注意報 火災予防条例第29条の8
発令指標	次の全ての条件を満たした場合 ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 乾燥注意報が発令されている場合 ③ 強風注意報が発令されている場合 ④ 消防長が定める場所で7mを超える風速が観測される場合 ※上記に加え、当日の気象状況を考慮し発令の判断をします（林野火災注意報も同じ）。	左記の①及び②の条件を満たした場合
発令地域	北はりま消防組合が管轄する西脇市・加西市・加東市・多可町に対し、市町ごとに発令します。	
周知方法	北はりま消防組合ホームページ、消防職員による巡回広報 市町からの広報（例）防災行政無線、防災ネット、かさいライフナビなど	
火の使用制限対象	以下の 火の使用の制限に従わなければなりません 。 ① 山林、原野等において火入れをしないこと。 ② 屋外において、花火（がん具用を含む。）を行わないこと。 ③ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。 ④ 屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。 ⑤ 屋外において、たばこの吸がらや灰を始末する際は、火が確実に消えていることを確認すること。	左記の 火の使用の制限に従うよう努めなければなりません 。
解除基準	発令指標に該当しなくなったとき	
罰則	30万円以下の罰金又は拘留 〈消防法第44条第18号〉	罰則はありません。

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象



制限の対象とならないものの例 ※3



- ※1 野焼きやあぜ焼きは原則禁止されています。農業又は林業を営む上でやむを得ないとされた場合においても、制限の対象となります。
- ※2 伝統行事や地域行事であっても、裸火で火の粉が飛散する行為は、制限の対象となります。
- ※3 火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等（バーベキュー台、七輪、ガス器具など）を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。

火の使用制限の対象となる行為を計画されている皆様へ

- 「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等」の届出をされている場合でも、火の使用の制限の対象となります。
- 「火災警報」又は「林野火災注意報」は、1日2回（9時ごろ・13時ごろ）発令の要否を決定し、ホームページに掲載します。※火災予防上危険と判断された場合は、これ以外に発令されることもあります。
- 火災警報等が発令されている場合は、日程を変更するなど火の使用の制限にご協力をお願いします。



北はりま消防組合
ホームページ

お問い合わせは、消防本部予防課まで ☎ 0795-27-8122 mail: fd_yobo@kitaharima119.net